

2016年 8月

府政への提言・要望

民進党大阪府議会議員団

府政への提言・要望

～平成28年9月議会、平成29年度当初予算に向けて～

残暑厳しい中、貴職におかれては府政推進のため、様々なお取組みをされていることに敬意を表します。

今春4月に発生した熊本地震は多くの被害を出し、今なお困難な復旧・復興活動が続いています。大阪府としても様々な手立てを講じ、現地への支援とともに、貴重な教訓としてこれを府政に活かしていかなければなりません。

さらに今日、世界の各地で大規模な自然災害や感染症等が発生し、多くの被害を出していること、また、宗教・文化・資源などを巡っての紛争やテロ行為が多発し、多くの人命や財産を奪い、さらに貴重な歴史遺産や自然が破壊されるなど、深い悲しみと怒りが世界を覆っています。我が国も決してこれまでと同様に安全ではないと、改めて危機管理対策の強化と外交・平和政策のあり方を感じるところです。

さて、橋下・松井両知事のもと、大阪では「改革」、「競争」をキーワードに様々な取組みがなされてきました。一定の成果を上げたものがある半面、課題を残したものも数多くあります。また混乱・対立がしばしば生じ、府政に禍根を残しました。さらに、今年度の予算編成では多額の財政調整基金を取り崩すことを余儀なくされるなど、府財政の運営は今後ますます厳しさを増していくと思われまます。このような中で、未来への責任を果たしつつ、財政規律の堅持に努め、互いに痛みを分かち合うことが求められますが、社会的弱者に負担を一方的に押し付けることにならないよう、十分な配慮をしなければなりません。

知事におかれては、私たちがこれまでから求めてきた、①「頑張れば報われる社会」、②「誰にでも出番と居場所のある社会」、③「お互いの違いを理解し支えあう社会」の実現のため、直面する府政の諸課題と、次代を切り拓く諸政策を積極的に推進されるよう切に望みます。

ついては、表題の件について、以下のとおり提言・要望しますので、可能な限り府政に反映されますようお願いいたします。

平成28年8月16日

大阪府知事 松井 一郎 様

民進党大阪府議会議員団 代表 中村 哲之助

この提言・要望は、ご理解いただき易いよう、用語の説明を各頁末に記載しています。

府政への提言・要望（一覧）

1 信頼の府政を築く

- (1) 府政の進め方
- (2) 財政規律
- (3) 市町村との連携
- (4) 庁舎・府有財産の管理について
- (5) 活気ある府庁を
- (6) 公募制度の見直し

2 平和と人権・自治を尊重する

- (1) ヘイトスピーチ対策
- (2) 差別撤廃と環境整備

3 子ども・女性に笑顔を

- (1) 乳幼児医療の充実
- (2) 子どもの貧困と虐待などの防止
- (3) 就労支援
- (4) 妊娠と出産へのサポート
- (5) DV対策
- (6) 子育て支援
- (7) 保育の充実

4 福祉・医療の充実

- (1) 地域包括ケアシステム
- (2) 幼老への取組み
- (3) 孤独死をゼロに
- (4) 認知症高齢者対策
- (5) 地域貢献と福祉基盤整備
- (6) 3 障害対策
- (7) 福祉施設の虐待ゼロとBCP
- (8) 医療従事者の健康管理
- (9) 感染症対策
- (10) 難病対策

5 人を育てる教育

- (1) 不登校児童・生徒への対策
- (2) 夜間中学
- (3) 通学安全
- (4) 府立高校の入試制度と再編
- (5) 教員配置と医療的ケア
- (6) 部活動
- (7) 私学助成
- (8) 日本語指導の充実
- (9) 奨学金制度について

6 暮らしを支える

- (1) 消費者被害対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 住宅への支援

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

- (1) 公契約
- (2) 中小企業振興基本条例
- (3) メンタルヘルス
- (4) ブラック企業
- (5) 国家戦略特区等について
- (6) 観光客の増加へ
- (7) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策
- (8) トラック協会への補助金復元

8 安全なまちを

- (1) 公共交通
- (2) 空き家対策
- (3) 異常気象と環境対策
- (4) 危機管理
- (5) 警察力の充実
- (6) 自転車の安全対策とモラル
- (7) 都市インフラの老朽化対策
- (8) 水循環基本計画の策定

この提言・要望は、ご理解いただき易いよう、用語の説明を各頁末に記載しています。

1 信頼の府政を築く

(1) 府政の進め方

- ① 「競争は私の政治哲学だ」と橋下元知事は言い続けてきたが、競争のスタートラインにさえ立てない人達がどれだけいるのか、競争をすること自体が不合理なものも相当ある。違いを認め合い、誰もが共生できる社会づくりを目指すこと。
- ② 特別顧問・特別参与⁽¹⁾について、府における委嘱人数、行政上の関与などの異常さは、わが会派はもちろんのこと、知事の与党会派以外のすべてが指摘してきたところである。他の附属機関⁽²⁾委員との一元化などを含めて、抜本的にあり方を見直すこと。

(2) 財政規律

- ① 本府の財政基盤は非常に厳しくなっている。財政規律を厳守することはあらゆる施策に優先するテーマである。さらに、これまでの府政運営では議会との議論が決定的に不足しており、議会との十分な議論なく大規模な投資に踏み切らないこと。
- ② リニア新幹線、関西圏の高速道路のミッシングリンク⁽³⁾の解消、北陸新幹線など、大規模なプロジェクトの推進を掲げているが、費用対効果・次世代への負担・危機管理対策などを十分に検討し、後世に悔いを残さないようにすること。
- ③ 官と民の役割分担を見直し、新時代にふさわしい行財政改革を大胆に進めること。なお公共施設においては、新規建設から更新・維持の時代へ転換しており、ファシリティマネジメント⁽⁴⁾の徹底で、府民の不安と負担を軽減すること。

(1) 特別顧問・特別参与 知事の委嘱を受けて、特定の施策に関して調査、助言を行う者。

(2) 附属機関 執行機関の要請により行政執行の前提としての調停、審査、審議、調査などを行う。

(3) ミッシングリンク Missing-link。主に高速道路において、未整備のため途中で途切れている区間のこと。

(4) ファシリティマネジメント 活動に要する土地、建物、設備などを最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有・維持すること。

(3) 市町村との連携

- ① これまでの取組みにより、大阪市との連携は進んだように見えるが、言うまでもなく、府内の市町村は大阪市だけではない。大阪市との連携は必要であるが、むしろ、財政基盤の弱い他の市町村との連携・支援を充実させていくことが必要である。
- ② 住民により身近な市町村で事務が行われることは望ましいが、事務の取扱いに相応しい財源が担保されていることが事務移譲の前提条件である。「権限」と「財源」はセットで考えるべきものであり、既に移管済みの事務についても、真の分権・自治に相応しいものとなっているかを今年度の重点課題として点検すること。

(4) 庁舎・府有財産の管理について

- ① 咲洲庁舎（旧 WTC）については、安全性・経済性・利便性・効率性の見地からみて撤退がふさわしいことは明らかである。適切な規模の庁舎を大手前地区に建設し、既存の庁舎を含めて一元的な管理を実現することが望ましい。
- ② 庁舎建設にあたっては、マンション等との一体型複合施設として全国初の試みとなった東京都豊島区新庁舎（昨年5月オープン）の手法も、選択肢の一つとして検討すること。
- ③ 本庁舎、出先機関や各施設の駐車場は有料・無料さまざまであるが、一定の利用料金を徴収することを原則とし、どうすれば公平・妥当なシステムになるかを検討すること。
- ④ 府有財産の適正管理のため、府所有の未登記建物の表題登記を推進すること。

(5) 活気ある府庁を

- ① 前教育長のパワハラ行為は、府政への信頼を一気に失墜させる重大な失態（事件）であった。信頼回復のためには、各種ハラスメントとは無縁の府庁となるよう、あらゆる取組みを講じていくべきである。
- ② 府庁を活気あるものとするためには、そこで働く職員が活き活きと働ける環境が大切であり、職員がその能力を発揮でき、責任感を持てる職場づくりを進め

なければならない。アベノミクスのもと、非正規労働者が激増し、格差の拡大・固定化が進む中、公務員バッシングがますます強まっている。府庁に活気をよみがえらせ、職員が躍動する環境づくりへ知事が先頭に立たなければならない、そのための足枷となっている職員基本条例等⁵⁾の廃止も含めて検討すること。

(6) 公募制度の見直し

民間人材の活用と職場活性化のために導入した公募制度は幾分の成果があるとしても、問題点の方がはるかに大きいことが既に明らかとなっている。利点だけを強調して、問題点に目をつむったまま制度継続することは不適切であり、きちんと課題に向き合って、根本的な見直しを実施すること。

2 平和と人権・自治を尊重する

(1) ヘイトスピーチ対策

① いわゆるヘイトスピーチは、諸外国に対する日本社会のイメージを損なうものであり、若者から相当な高齢者までもが集会に加わっている現状からすれば、もはやこれを放置することは許されない。表現の自由で済まされるものではなく、むしろヘイトクライム(犯罪)と呼ぶべきものであり、行政が毅然とした対策を進めるべきである。

② ヘイトスピーチに加えて、ネット上での悪質な差別表現などの新たな差別問題が深刻化している。人権啓発の充実とともに悪質な事案を規制する条例制定に取り組むこと。

(2) 差別撤廃と環境整備

① 障害を理由とする差別をなくすための取組みは、障害者一人ひとりの生活を暮らしやすいものとするだ

⁵⁾ 職員基本条例等 大阪府職員の人事評価を相対評価とすることや分限・懲戒処分などを定めた職員基本条例、労使関係における職員団体との交渉等に関することを定めた条例、職員の政治的行為の制限に関する条例のこと。

けではなく、府民全体で障害者の問題を考えるよい機会となり、障害のある人もない人も、ともに地域社会の一員として暮らしていけるのが当たり前という府民文化を創造することにつながる。

大阪府では、障害者差別解消法の施行と同時に障害者差別解消条例を施行したが、条例の附則も踏まえ、府や市町村に寄せられた相談事例について、障害者団体等関係者の参画のもと、分析・評価を行い、差別解消の取組みの検証を行うこと。

② 府民が身近なところで人権について学べる機会を増やすための環境整備に努めること。

3 子ども・女性に笑顔を

(1) 乳幼児医療の充実

社会全体で子どもを育てていく観点からすれば、医療費助成制度に所得制限を設けるべきではない。また、乳幼児に限定せず、義務教育終了までは家庭の医療費負担をゼロにすることが、子どもを持つことを望む家庭へのあるべき支援である。

(2) 子どもの貧困と虐待などの防止

① 昨年施行された「子どもの貧困対策法⁶⁾」において、貧困対策は国と自治体の責務とされたが、その実態はいまだ把握し切れていない。親から子へ貧困が引き継がれてしまう社会の構造こそが最大の課題であり、近隣府県とも協力して、実態解明と具体的対策に力を入れること。

② いじめ・虐待で落命する子どもが後を絶たない。公権力の介入により積極的に解決すべき問題であって、継続的に有効な手立てを講じること。

(3) 就労支援

すべての国民は勤労の権利を有しており、就職困難層がその権利を行使するにあたり要する特別の配慮は、

⁶⁾ 子どもの貧困対策法 子どもの貧困対策に関する基本理念、国の責務などを規定した法律。

行政において提供すべきものである。

同時に、勤労は国民の義務でもあるが、自助努力に委ねてしまうのではなく、労働条件の整備など必要な支援を行政において実施すべきであり、とりわけ、母子家庭の母への就労支援策は府が率先して実施すること。

(4) 妊娠と出産へのサポート

社会情勢が少子化・核家族化へと変容する中で、地域のつながりが希薄となり、育児や出産で身近な協力を得にくい世の中となった。

そこで、妊娠、出産、子育ての間を埋める切れ目のない体制作り、シームレスなサポートが必要であり、特に妊婦の相談・健診、育児などに十分な支援策を講じること。

(5) DV対策

外国出身の女性がDV⁽⁷⁾の被害にあう事例が多く、その対策はとりわけ重要である。日本語が分からないために、事案がより深刻化する傾向にあるため、母国語で対応できる窓口を拡充すること。

(6) 子育て支援

各市町村の事業計画とその進捗状況を府において検証し、実効性ある施策が実施されるよう、市町村への支援を充実すること。

さらに、地方版子ども子育て会議の開催状況が芳しくない市町村に対して、府において必要な支援を行うこと。

(7) 保育の充実

休日、夜間、病児・病後児⁽⁸⁾・短期入所などの多様な保育の充実に取り組む自治体や保育園・NPO 団体等を支援すること。

⁽⁷⁾ DV 夫や恋人など親密な関係の男性から女性に対しての身体的・精神的・経済的暴力など。警察庁の認知件数では年間3万件にも及ぶ。

⁽⁸⁾ 病児・病後児保育 病気の回復期にある子ども、回復期に至らない子どもを対象とした保育。一般に、病気の子どもは保育所で預かってくれないために、特に行政へのニーズが高い。

また、昨今の保育を取巻く環境は「待機児の解消」、いわゆる量の確保が主流となり、保育環境の低下が心配される。保育には様々な状況があり、例えば、0歳児では熱を出すなどで保育所を休む日数は年間平均で31.2日となっており、途方に暮れる保護者は少ない。病児保育という形態でも、訪問型などが強く求められている。保育の質アップと保育環境エリア拡充へ府は先頭に立って取り組むこと。

4 福祉・医療の充実

府子ども総合計画⁽⁹⁾・第4次障害者計画⁽¹⁰⁾・高齢者計画2015⁽¹¹⁾・第3期大阪府地域福祉支援計画⁽¹²⁾を確実に推進し、必要な人・必要なとき・必要なサービスが確保される福祉社会の構築、さらに、住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の構築へ、下記の課題をしっかりと対応すること。

また、福祉医療費助成制度⁽¹³⁾の全面的な見直しに入っているが、「持続可能な制度の維持」という美名のもと、総枠抑制のための見直しとなってはならない。また見直しに伴う激変緩和措置が、事実上効果のない見直しとならないよう、関係者の意見を聴取しつつ、十分な検討を行うこと。

(1) 地域包括ケアシステム

現代において福祉は、雇用と経済発展を生む有望な

⁽⁹⁾ 府子ども総合計画 平成36年度までを計画期間とする行政計画。児童虐待や子どもの貧困などの課題への取り組み目標等を提示している。

⁽¹⁰⁾ 第4次障害者計画 平成33年までを計画期間とする行政計画。人がひととして支えあいともに生きる自立支援社会づくりを基本理念として取り組み目標等を提示している。

⁽¹¹⁾ 高齢者計画2015 平成29年までを計画期間とする行政計画。「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」をキャッチフレーズに取り組み目標等を提示している。

⁽¹²⁾ 第3期大阪府地域福祉支援計画 急速に進展する少子高齢化や環境の変化を背景に、地域福祉を取り巻く課題も複雑・多様化していることから、その担い手である住民・ボランティア、社協、行政等、多様な主体による協働と、保健・福祉・教育等との分野連携を通じて、地域福祉施策の充実を図るため、平成27年度から平成31年度を計画期間とする行政計画。

⁽¹³⁾ 福祉医療費助成制度 老人、障害者、ひとり親家庭、乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくするよう、医療費の自己負担の一部を助成する市町村に対して補助を行う制度。

分野になっている。利用者の人権を重視した良質なサービスの提供を確保するとともに、サービス提供者の経営基盤の安定化を図るために、様々な団体の参画も得ながら、安全・安心の地域包括ケアシステム⁽¹⁴⁾作りに取り組むこと。

(2) 幼老への取組み

高齢者施設と保育園等を併設し、高齢者と幼児が交流する取組みが全国各地で進んでいるが、府内においてははまだ具体的事例を見る機会に恵まれない。

府でも、事例の調査・研究を通じて効果を把握し、積極的な導入を検討すべきである。

(3) 孤独死をゼロに

日本では古来より、高齢者はムラ全体で守るべき存在であり、孤独死というようなことは起こりえなかった。それが現代においては、近隣住民による見守りが期待できない以上、行政がこの問題へ積極的に関与すべきであり、高齢者を一人にしないシステムを構築し、孤独死ゼロを明確な目標に明示して取組みを推進すること。

(4) 認知症高齢者対策

- ① 全国で不明者が1万人を超えることが報告されており、所在確認のための情報共有やGPS⁽¹⁵⁾、IOT⁽¹⁶⁾ (Internet of Things) などの取組みを進めること。
- ② 市町村長からの成年後見⁽¹⁷⁾の申立てについて、その実績を確認したところ、地域ごとの差が大きすぎる。市町村の抱える課題を調査し、十分なノウハウを持たない市町村へのサポートなど、地域による格差を平準化させる取組みが必要である。

(14) 地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にする包括的な支援・サービス提供体制。

(15) GPS Global Positioning System の略。米国が軍事用に打ち上げた衛星からの信号を受信することで、自身の現在位置を知るシステム。

(16) IOT Internet of Things の略。ネットワークにモノを接続してサービスを拡充する概念。外出中に自宅の家電製品を操作するなど、その広がりには計り知れない。

(17) 成年後見 自己決定能力が欠如する高齢者等の財産・人権等を保護するための後見制度で、民法等関連4法の改正で2000年に施行。

(5) 地域貢献と福祉基盤整備

- ① 地域貢献を望む社会福祉法人、非営利組織等が活動する環境向上の絶え間ない整備に努めること。
- ② 福祉基盤の整備において最も重要なことは人材の確保。その確保の妨げとなっている環境課題を改善し、人材の定着率を向上させる取組みを進めること。
- ③ 少子高齢化や福祉課題の増大に伴う負担感等から、民生委員・児童委員の担い手不足が深刻化している。このため、今年度、創設した「大学生を対象としたインターンシップ・プログラム」への参加自治体・大学を増やし、民生委員・児童委員活動の担い手の確保と活動しやすい環境づくりに努めること。

(6) 3障害対策

身体・知的の障害に比べて、精神障害は施策展開が遅れている。3障害への施策を平準化すべく、市町村との取組みを強化すること。

(7) 福祉施設の虐待ゼロとBCP

- ① 福祉施設で相対的に弱い立場に置かれる利用者を守るための取組みを推進し、さらに、悪質な施設などは直ちにそれを公表し、社会的な制裁を促すこと。
- ② 介護施設のBCP⁽¹⁸⁾策定がほとんど浸透していないとの指摘がある。府内のあらゆる介護施設のBCP策定について、現状を把握するとともに、必要な支援・指導を実施すること。

(8) 医療従事者の健康管理

医療従事者の健康管理は不可欠であるのに、定期検診を実施していない医療機関が余りにも多い。内科・小児科・歯科などで受診する患者は健常者とは異なり、些細なことで感染し、罹患することがある。これまでからこれを指摘してきたが、ほとんどと言っていいほど改善が図られていない。定期検診の報告がなされない医療機関は実名の公表も含めた対策を講じ、府民の

(18) BCP 事業継続計画 (Business continuity planning) の略。地震などの大災害で府庁舎が被災したとしても、行政サービス等が途絶えてしまうことのないよう、また早期の復旧が可能となるよう、あらかじめ策定しておく計画。

健康管理に努めること。

(9) 感染症対策

インフルエンザをはじめMERS、SARSなど感染症に関するニュースを耳にする機会が近年になって増えている。その影響の大きさ・深刻さからすれば、医療部門だけの問題と考えるのではなく、府内市町村・企業などと一体になって対策に取り組むべきである。

(10) 難病対策

- ① 難病法⁽¹⁹⁾が昨年1月に施行され、7月には新たに196疾患が難病に追加され、計306疾病となった。これによって、府内の医療費助成の受給対象者は大幅に増加した。医療費助成制度に係る国の費用負担(1/2)は法定化されたが、難病患者の療養生活の支援に関する事業は国の予算の範囲内での実施となるため、必要額が全額カバーできていない。今後ますます府の負担が増額すると思われるため、国への要請とともに府も必要な対策を講じること。
- ② 多くの難病患者と団体の悲願となっている「難病センターの建設」を求める請願が2000年9月に採択されており、実現に向けた支援を行うこと。

5 人を育てる教育

(1) 不登校児童・生徒への対策

フリースクール⁽²⁰⁾等学校以外の場に通う児童・生徒も含めて、不登校児童・生徒の学習活動や心身の状況等の継続的な把握等、必要な措置を講じること。

(2) 夜間中学

夜間中学⁽²¹⁾へ通う方々は、学びへの意欲という面で、最も高次の思いを抱いて勉学に励んでいるといっている過ぎでない。これらの方々を支える取組みに公費負担を増やすこと。

(3) 通学安全

通学安全にかかるソフト・ハード両面の整備について、各市町村の自助努力だけに任せるのではなく、必要な支援を府において追加的に実施すべきである。

(4) 府立高校の入試制度と再編

- ① 平成28年度府立高校入学者選抜は、制度を大きく刷新して実施された。今後も受験生が安心して入試に取り組むことができるよう、入学者選抜を安定した制度として運用するとともに、市町村教育委員会などの意見も踏まえつつ、制度検証を続けること。
- ② 再編は単純に府の都合で策定したルールのみで決定できるものではなく、これまでの歴史や地域での役割などを十分に考慮することが必要だ。また、小出しでの計画作成には場当たりの印象が拭えず、始めに全体計画を明らかにすること。

(5) 教員配置と医療的ケア

- ① 今年5月18日に財政制度等審議会が示した『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』では、教職員の加配定数については、適正性を再検証した上で分類し、真に必要なものものの基礎定数化、PDCAサイクル⁽²²⁾を徹底した上での加配定数措置とすべきといったことが示された。現在においても教員数の絶対的な不足と深刻な多忙さが指摘されている。教育の基本は「人材」、この当たり前のことを実践するために、府が単独で加配を行うこと。
- ② 医療的ケア⁽²³⁾の技能習得を、支援学校の全教員に

(19) 難病法 難病患者への医療費助成はこれまで研究事業の一環との位置づけであったため予算の確保が課題であった。この法律で必要性が明確化されたことで、必要財源が安定的に確保されることとなった。

(20) フリースクール 不登校の子どもなどを対象に学習の機会・場所などを提供する施設・サービスなどの一般的呼称。

(21) 夜間中学 中学校の未卒業者などを対象として、夜間に実施される中学校教育の一般呼称。

(22) PDCAサイクル マネジメントサイクルの一つで計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセス。

(23) 医療的ケア 主に家族などが行う経管栄養注入やたん吸引などの生活援助行為のこと。医師による治療行為と区別するため特にこう呼称される。

義務付ける先進的な自治体が現われ始めた。府においても、看護師等の指導のもと、関係教員が認定特定行為業務従事者⁽²⁴⁾の認定を受けられるよう、必要な取組みを進めること。

(6) 部活動

多忙を極める教員の子どもと向き合う時間や指導の質の確保につながる動きとして、中央教育審議会が平成27年12月21日に示した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、部活動指導員（仮称）の在り方が検討されている。府内の教育現場をみれば、一刻も早く実現を求められる内容であるため、府においても権限・予算などの検討を早急に始めること。

(7) 私学助成

① これまでから経常費助成⁽²⁵⁾の100%復元、耐震化率の100%達成を繰り返し提言してきた。

さらに、現行の58万円のキャップ制⁽²⁶⁾は多くの問題点を抱え、私学関係者から再考要請も強く打ち出されており、速やかに見直しに着手すべきである。

② 6年にも及ぶ朝鮮学校への運営補助金ストップが学校経営を行き詰らせた結果、社会保険料の掛け金滞納にまで至っていると報道されている。このような状況を放置することは許されず、補助金復活を含めて現実的な対応方策を検討すること。

(8) 日本語指導の充実

府内の小中学校・高校には、日本語を十分に話せない子ども達が多数通学し、混乱も生じている。これらの子ども達が安心・円滑に学校生活を送ることを可能にするため、従来の取組みをさらに拡充するとともに、十分な予算を措置すること。

⁽²⁴⁾ 認定特定行為業務従事者 府や登録研修機関が実施する研修の終了者など、喀痰吸引等の実施に必要な知識、技術を有する者として認定された者。

⁽²⁵⁾ 経常費助成 私立学校の運営において経常的に要する経費に対する助成の一般呼称。

⁽²⁶⁾ キャップ制 府が私立高校生等を対象に実施する授業料支援について、助成金額に上限を設定していることの一一般呼称。

(9) 奨学金制度について

国際人権規約が謳う中等・高等教育への漸進的無償化の要請からすれば、貸与型奨学金は縮小していくべきであり、速やかに給付型への転換を図っていくこと。

6 暮らしを支える

(1) 消費者被害対策

Facebook、LINE等のSNS⁽²⁷⁾の絡んだ消費者トラブルが急増している。とりわけ、高齢者らを狙った特殊詐欺事件が大阪で多発し、被害額が大変な高額となる事案も発生している。予防と取締りに向けて一層の取組みを推進すること

(2) 生活困窮者対策

① 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度⁽²⁸⁾が始まった。これまでは事実上、生活保護給付が唯一のセーフティネットであったが、同制度は生活困窮者に現実的な自立への道筋を提示するものである。

しかし現状は、自治体によって取組みの様子は様々で、その内、半数は相談窓口だけを設置しているといった有様である。生活再建につながる有効な手立てが講じられるよう努めなければならない。

② 制度における就労訓練者について、民間事業所への受け入れが円滑に進むよう、府は新規事業所開拓や事業所支援（補助金・優先発注など）を実施し、生活困窮者の仕事づくりに手厚く取り組むこと。

(3) 住宅への支援

① 簡易宿泊所の火災事故は深刻であり、宿泊者を守る消防設備等の整備を急がなければならない。そのため特別融資制度を検討すること。

⁽²⁷⁾ SNS Social networking service の略。Facebook や Mixi に代表されるように、インターネット上で人々の交流を可能にする様々なサービスが構築されている。

⁽²⁸⁾ 生活困窮者自立支援制度 平成27年4月からスタートした生活困窮者の支援制度。生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、セーフティネットの拡充につながることを期待される。

② 孤独死や事故などへの懸念が障壁となって、単身高齢者の住宅確保が難しくなっている。貸し渋りなどで自立した生活を送れない高齢者や障害者のためには、家主と行政の連携による「文京すまいるプロジェクト」（東京都文京区役所）のような先進的なシステムが必要であり、府においても同様の制度導入を検討すること。

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

(1) 公契約

昨今、コストダウンばかりが叫ばれる公共発注であるが、府経済への浮揚効果も同時に充足することが必要であり、そのためにも、地元労働者の雇用創出につなげるべく公契約のルールづくりに取り組むこと。

とりわけ、消費増税後、価格転嫁をさせない企業があり、下請け2法⁽²⁹⁾やガイドラインを周知徹底し、監督行政庁と連携を図り、適切な行政指導を行うこと。

(2) 中小企業振興基本条例

府の中小企業振興基本条例が制定されて5年が経過するも、目的である中小企業振興はまだまだ道半ば。条例の趣旨にのっとり、積極的な取組みと効果的な施策展開を実践すること。

なお、社会保険料の事業者負担や雇用保険など、労働者を守る最低限のセーフティネットを負担しない事業者は、公共発注から除外するよう措置すること。

(3) メンタルヘルス

中小零細企業において、従業員を対象としたメンタルケア⁽³⁰⁾への取組みには遅れがある。このことも含め、労働者の待遇改善につながる公共サポートと同時に、人材確保につながる雇用者へのサポート体制を強化す

ることが必要であり、府の単費投入も含めて検討すること。

(4) ブラック企業

労働者の人権と労働関係法令を無視し、利益を優先する企業には、厳正に対処すべき。また、このような企業が府の発注する事務事業の受注者となることは許されない。

(5) 国家戦略特区等について

① 推進派から「統合型リゾートと、単なるカジノは異なる」との主張を耳にするが、いずれにしろ、賭博場が設定されることに変わりはない。我が会派がかねてより指摘しているとおり、「大阪にカジノは不要」である。

② 外国人家事支援人材⁽³¹⁾の受入が可能となり、具体的内容が規定されたが、人材の権利が侵害されることのないよう、状況把握に努めること。

③ 大阪のホテル不足を補うため、国家戦略特別区域⁽³²⁾外国人滞在施設経営事業が本年4月から始まったが、申請件数が低迷している。そのため、府は旅行者のニーズに合っていない滞在日数の短縮化を国に要望し、国も短縮の方向を検討しているが、利用者・事業者への配慮ばかりが対象課題になっている。しかし、それ以上に、「住民の平安」を守り、問題点が生じた際にどのように対処できるのかを検討すべきである。

(6) 観光客の増加へ

① 大阪へのインバウンドの急増に伴い、多言語対応の強化やWi-Fiの整備拡充など、喫緊の課題となっている観光客の受入環境整備の充実・強化を図ること。

② 平成28年度に整備予定の「大阪おもてなしステーション（仮称）」については、旅行者の快適さや満足度

⁽²⁹⁾ 下請け2法 下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の2法の総称。発注者側の優越的地位を利用した大企業による不当要求から、下請け中小企業を守るための法律。

⁽³⁰⁾ メンタルケア 精神面での援助・介護のこと。近年、企業内で従業員がさらされる精神的プレッシャーには大きなものがある。

⁽³¹⁾ 外国人家事支援人材 一般家庭等へ家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人労働者などの総称。

⁽³²⁾ 国家戦略特別区域 政府は国家戦略特区法によって、地域限定での規制緩和を実現している。外国人の就労、家事代行の仕事に就いたりすることが可能となる特別の区域。

の向上につながるよう、開設後も対応状況に応じて、円滑な運営に努めること。

③ 府内に最低1ヶ所、多言語での相談・診療ができる人材を配置し、外国人が安心して受診できるインターナショナル病院を設置すること。

(7) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策

① 「平成27年版 自殺対策白書」によれば、2014年の自殺者数は25,427人と5年連続で前年比減、ピーク時から26%もの減少ではあるが、

- ・年齢階級別では20代で14%減、30代で19%減にとどまる

- ・自殺者の実行時間帯は深夜0時に集中

との特徴がみられ、若年層へのアプローチや深夜時間帯での相談窓口の充実をはじめとした見直しを行うこと。

② ニート・ひきこもりの若者に対して、生活の基礎から指導し、自立させる支援プログラムを充実させること。府は一昨年度で「子ども・若者自立サポート事業」、「中間的就労⁽³³⁾の場作り事業」の2事業を打ち切り、ひきこもり対策が弱体化したと言わざるをえない。

国が自治体と共同で設けた「地域若者サポートステーション(=サポステ)」事業がより活動を充実できるよう、施策の拡充に努めること。

(8) トラック協会への補助金復元

大阪府トラック協会への運輸事業振興助成補助金⁽³⁴⁾を府が独自に減額していることは極めて不適切な判断である。他の都道府県と同様に支出することが好ましく、速やかに復元すること。

8 安全なまちを

⁽³³⁾ 中間的就労 一般就労につくことが難しい方などを対象に、本格的な就労に向けた準備の一環として、日常生活の自立や社会参加のために働くことを指す表現。

⁽³⁴⁾ 運輸事業振興助成補助金 「運輸事業の振興の助成に関する法律」の趣旨を踏まえ、交通安全や環境保護の促進に寄与する団体等を対象とした補助事業。

(1) 公共交通

① 府は公共交通の維持・活性化に向け、沿線自治体と一体となった取り組みが必要である。また、密接な利害を有する地域住民や運輸産業関係者などが一体となって「公共交通網の確立」を急ぐこと。利用者にとって利便性の高い交通網は各市町村の活性化にも役立つものである。

② 府は各地域で進められる協議会などの組織づくりをサポートすること。

(2) 空き家対策

① 空き家の存在は、火災の発生源となるに留まらず、延焼を引き起こす恐れもある。さらに、災害発生時に避難・救助・救援活動に支障を及ぼすことで被害を拡大させる恐れもあり、解決すべき重要課題である。空き家近隣の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

② 住宅弱者の居住環境の改善や、地域活動の拠点作りにおいて、現存する空き家は活用の余地がある。地域の方々からアイデアと協力を得て、現実的な対応策を検討すること。

(3) 異常気象と環境対策

① 近年になって爆発的に急増し、また大規模化している局地的な風水害に対応できるよう、ソフト・ハード両面において府内市町村との連携、支援を充実すること。

② 森林の管理は、単なる自然保護にとどまらず、土砂災害防止の観点からも重要な効能を有する。さらに、土石流にともなう流木対策や斜面における倒木対策を強化するなどして、自然災害への対策に万全を期すこと。

③ 森林環境税⁽³⁵⁾の導入に伴う具体的な事業展開について、費用対効果を府民がしっかりと把握できるようその見える化に取り組むこと。

⁽³⁵⁾ 森林環境税 森林保全等に必要な財源を確保することを目的として地方税等に課される超過課税。大阪は300円/1年

(4) 危機管理

- ① 災害弱者の災害時の移動の安全を徹底すること。
- ② 災害時に備え、平時から「誰でも分かる優しい表現」で正しい情報を伝えられる取組みを進めること。

(5) 警察力の充実

- ① 犯罪発生時の万全なる対処は、同時に、将来の抑止力にもつながるものである。警察の組織体制は、どれほどの水準であろうと十分ということはなく、警察官のより一層の増員に努めること。
- ② 警察官の職務は、常に危険と隣り合わせのものであり、財政上の理由で装備資機材を不十分なまま放置することなど、絶対にあってはならない。必要な装備資機材は漏れなく充実させ、警察官が安心して職務を遂行できる環境づくりに努めること。
- ③ 防犯カメラの存在は、犯罪の事前予防、抑止力を高めることにつながるものであり、今後も積極的な増設に努めること。
- ④ 危険な交差点などをつぶさに点検・把握し、重点的な信号機の設置を進めること。また、耐用年数を過ぎ老朽化した信号制御機が多数存在することから、昨年3月に警察庁が中長期的な整備計画を策定し、都道府県と連携して整備に取り組むよう全国の警察本部へ指示したところであり、早急に計画を策定し、改善に取り組むこと。
- ⑤ 不祥事の多発を食い止め、警察への信頼をより確かなものとされるよう取り組むこと。

(6) 自転車の安全対策とモラル

- ① 自動車の免許更新の際に安全講習が実施される例が増えているが、こういった機会に恵まれない方々が安全講習を受講できるよう、機会創出と受講義務化に取り組むこと。
- ② 自転車の走行レーンを整備せず、歩道の走行を認めてきたことは、いわば行政の不作為であったといわざるをえない。このような状況を放置することなく、府内道路における自転車レーンの整備を計画的に推進すること。

(7) 都市インフラの老朽化対策

- ① 道路、橋梁、上下水道管などの様々な都市インフラについて、高度経済成長期に建造されたものが数多く存在し、今後、大規模な修繕や施設更新が一時期に集中する恐れのあることを、わが会派はかねてより指摘してきた。

知事はこれを受け、計画的な修繕、更新を進めるとし、一定枠の予算を確保しているが、現在の取組みスピードで老朽化対策は万全といえるのか、対象物をすべて具体的に把握した上で、それぞれの達成年度を明確に示すべきである。

- ② 持続的な下水道機能の確保に向けた下水道法の改正を受けて、市町村へのサポートの充実に努めるとともに、府の全施設・設備の点検を改めて行うこと。

(8) 水循環基本計画の策定

一昨年施行された水循環基本法に基づき、昨年7月に政府は「水循環基本計画⁽³⁶⁾」を策定した。府においても、消費者・労働者の代表など多様な府民の声を反映した行動計画を策定すること。

⁽³⁶⁾ 水循環基本計画 水循環とは、水が蒸発・降下・浸透などを通じて、空・地下・河川・海などを循環する一連の過程のこと。法律においてこの水循環に関する基本的な計画策定が要請されている。

※ 用語の補足説明は大阪府庁 Web サイト、Wikipedia 等のソースをもとに当方で作成